

LPSのセキュリティトークン投資に関する解釈通知の概要

- LPS法上、LPSが取得・保有できる有価証券については、それをトークン化した**セキュリティトークン**も、**投資対象事業となること等を明らかにした**。

(参考) 金商法の有価証券は、ブロックチェーン等の方法で移転することのできる財産的価値に表示される場合があり(いわゆるトークン化)、トークン化した有価証券をセキュリティトークンと称している。

セキュリティトークンの投資対象への該当性について

金商法におけるセキュリティトークン (電子記録移転有価証券表示権利等)

LPS法の投資対象を
STで取り扱う場合の
金商法との対応関係

LPS法において投資対象事業と解釈できるセキュリティトークン

● 金商法第2条第2項柱書前段

・有価証券に表示されるべき権利を表示する券面が発行されていない場合においても、当該権利を有価証券とみなす旨の規定。

● 金商法第2条第2項柱書後段

・同項各号に定められている権利は、証券又は証書に表示される権利以外の権利であっても有価証券とみなされる旨の規定。

(1) LPS法施行令第1条第1項第1号～第11号に掲げる有価証券に表示されるべき権利に該当するセキュリティトークン

(2) 株券、新株予約権証券、外国法人株券、受益証券発行信託の受益証券等に表示されるべき権利に該当するセキュリティトークン

(3) 匿名組合契約の出資持分、信託受益権等に該当するセキュリティトークン

考え方
令第1項第1項第13号で金商法第2条第2項を引用して対象に明記している

LPS法の株式等には券面に限定されるものではなく、券面に表示されるべき権利も含まれる

LPS法の持分等には金商法第2条第2項等により有価証券と見なされる権利も含まれる

金商法上の有価証券には該当しない資産(※)について

※企業組合の持分・金銭債権・工業所有権・著作権・約束手形(金商法の有価証券を除く)・譲渡性預金証書等

- LPSがこれらの資産を取得・保有するに当たり、ブロックチェーン等の方法によりこれらの資産の移転に係る事務を処理しても、その行為は本来業務の範囲内での業務執行と解され、LPS法上、無効とされないことを明らかにした(LPSがこれらの資産を取得・保有することが前提)。

(備考) 資金決済法上の電子決済手段(いわゆるステーブルコイン等)及び暗号資産を取得・保有することは、法第3条第1項に掲げる事業のいずれにも該当しない。